



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
公 告	
○高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の募集	(障害保健福祉課) (9・17掲示) 1
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2
○土地改良区の定款変更の認可	(") 2
高知県教育長告示	
○私立幼稚園の廃止の認可	(教育委員会事務局幼保支援課) 2
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	(9・30掲示) 2
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	(9・30掲示) 2

告 示

高知県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成22年10月5日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成22年8	医療法人瑞風会	森澤病院居宅訪問介護事

月10日	安芸市本町二丁目13-32	業所 安芸市本町二丁目13-32 訪問介護 介護予防訪問介護
〃	〃	森澤病院訪問リハビリテーション 安芸市本町二丁目13-32 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

公 告

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）第12条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成22年9月17日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - 施設の名称
高知県立障害者スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）
 - 施設の場所
高知市春野町内ノ谷1-1
 - 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 指定管理者が行う業務
 - スポーツセンターの利用施設の利用の許可に関する業務
 - スポーツセンターの使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
 - スポーツセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務
 - 障害者スポーツの指導及び普及に関する業務
 - 障害者に関する相談、研修及び健康増進に関する業務
- 指定期間
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消すものとする。
- 応募資格
高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を有し、3の指定期間中、安全かつ円滑にスポーツセンターを管理運営することができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。ただし、複数の法人等で構成されるグルー

プで応募する場合は、当該グループの代表となる構成員が高知県内に主たる事務所を置くことを要件とする。

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。

- ア 2の業務に係る事業計画書
- イ 2の業務に係る収支予算書
- ウ 定款、規約その他これらに類する書類
- エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票（本籍地の掲載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものの写しに限る。）

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ アからオまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載している書類

(2) 申請書等の提出期間は、平成22年10月12日（火）から同月18日（月）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成22年10月18日午後5時までに必着すること。

(3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、平成22年9月17日から同年10月18日まで（高知県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の間に7で行う。また、募集要項は、高知県地域福祉部障害保健福祉課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/>）から入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者とスポーツセンターの管理に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570
高知市丸ノ内一丁目2-20
高知県地域福祉部障害保健福祉課
電話番号088-823-9634 ファクシミリ番号088-823-9260

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、中村市国営土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成22年10月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所	
理事	松本 透	幡多郡黒潮町出口	142
〃	永野 侃	四万十市双海	564
〃	宮村 成昭	〃 竹島	3430-1
〃	畠中 温喜	〃 〃	239-1
〃	片山 尚登	〃 〃	695
〃	池本 速雄	〃 鍋島	1373
〃	安岡 俊一	〃 〃	1396-1
〃	山本 林	〃 〃	2827
〃	田中 基博	〃 古津賀	1361
〃	谷原 利夫	〃 〃	2486-1
監事	小川 澄夫	〃 鍋島	1137
〃	安田 節男	〃 竹島	345
(就任)			
理事	濱村 博	幡多郡黒潮町出口	131
〃	永野 侃	四万十市双海	564
〃	安田 和亀	〃 竹島	2973
〃	畠中 温喜	〃 〃	239-1
〃	片山 尚登	〃 〃	695
〃	渡邊 一朗	〃 佐岡	1120-12
〃	池本 速雄	〃 鍋島	1373
〃	安岡 俊一	〃 〃	1396-1
〃	山本 林	〃 平野	2827
〃	田中 基博	〃 古津賀	1361
〃	谷原 利夫	〃 〃	2486-1
監事	小川 澄夫	〃 鍋島	1137
〃	安田 節男	〃 竹島	345
〃	戸田 行俊	〃 古津賀	3431

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、春野町東部土地改良区の定款の変更を平成22年9月24日に認可した。

平成22年10月5日

高知県知事 尾崎 正直

教 育 長 告 示

高知県教育長告示第1号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により、私立幼稚園の廃止を次のとおり認可した。

平成22年10月5日

高知県教育長 中澤 卓史

学校名	設置者名	認可年月日
清明幼稚園	学校法人やまもも学園	平成22年9月21日

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第32号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第3の17の表中「刑事調査官」を「検視官」に、「又は解剖」を「又は死体解剖」に、「1回3,200円」を「1体1回当たり3,200円」に、「1人1体当たり」を「1体当たり」に改める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

高知県人事委員会告示第9号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成22年10月1日から施行する。

平成22年9月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第2の6級の項及び7級の項中「刑事調査官」を「検視官」に改める。